

○津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例

平成 21 年 10 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づき，津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数は，毎年 2 回とする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。